

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国データ安全法

（2021年6月10日第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において採択）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 データ安全及び発展
- 第3章 データ安全制度
- 第4章 データ安全保護義務
- 第5章 政務データの安全及び開放
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条 データ処理活動を規範化し、データ安全を保障し、データ開発利用を促進し、個人・組織の適法な権益を保護し、国家の主権、安全及び発展利益を維持するため、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内において、データ処理活動及びその安全監督管理を展開する際に、本法を適用する。

中華人民共和国国外において、データ処理活動を展開し、中華人民共和国の国家の安全、公共の利益又は公民・組織の適法な権益を損なう場合には、法により法的責任を追究する。

第3条 本法においてデータとは、電子又はその他の方式による情報についての一切の記録をいう。

データ処理には、データの収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開等が含まれる。

データ安全とは、必要な措置を講じることを通じて、データが有効な保護及び適法な利用の状態にあるよう確保し、並びに安全な状態の持続を保障する能力を具備していることをいう。

第4条 データ安全の維持においては、総体的国家安全観を堅持し、データ安全ガバナンス体系を確立して健全化し、データ安全保障能力を高めなければならない。

第5条 中央国家安全指導機構は、国のデータ安全業務の意思決定及び議事調整に責任を負い、国のデータ安全戦略及び関係する重大な方針・政策について制定に向けた検討を行い、及び実施を指導し、国のデータ安全の重大事項及び重要業務を統一的に計画・調整し、国のデータ安全業務調整体制を確立する。

第6条 各地区・各部門は、当該地区・当該部門の業務において収集及び生成したデータ及

びデータ安全について責任を負う。

工業、電信、交通、金融、自然資源、衛生健康、教育、科学技術等の主管部門は、当該業種・当該領域のデータ安全監督管理の職責を担う。

公安機関、国家安全機関等は、本法及び関係する法律・行政法規の規定により、各自の職責の範囲内においてデータ安全監督管理の職責を担う。

国のネット情報部門は、本法及び関係する法律・行政法規の規定により、ネットワークデータ安全及び関連する監督管理業務の統一的な計画・調整に責任を負う。

第7条 国は、個人・組織のデータに関する権益を保護し、法による合理的で有効なデータ利用を奨励し、法による秩序立った自由なデータ流通を保障し、データを重要な要素とするデジタル経済の発展を促進する。

第8条 データ処理活動を展開する場合には、法律・法規を遵守し、社会の公德及び倫理を尊重し、商業道德及び職業道德を遵守し、誠実に信用を守り、データ安全保護義務を履行し、社会的責任を負わなければならない、国家の安全及び公共の利益を害してはならず、個人・組織の適法な権益を損なってはならない。

第9条 国は、データ安全知識の宣伝普及の展開、社会全体におけるデータ安全保護の意識及び水準の向上を支持し、関係する部門、業界組織、科学研究機構、企業、個人等が共同でデータ安全保護業務に関与し、社会全体が共同でデータ安全を保護して発展を促進する良好な環境を形成することを推進する。

第10条 関連する業界組織は、規約に従い、法によりデータ安全行為規範及び団体標準を制定し、業界自律を強化し、会員を指導してデータ安全保護を強化させ、データ安全保護水準を向上させ、業界の健全な発展を促進する。

第11条 国は、データ安全ガバナンス、データ開発利用等の領域の国際交流及び協力を積極的に展開し、データ安全に関連する国際規則及び標準の制定に関与し、安全で自由な越境データ流通を促進する。

第12条 いかなる個人・組織も、本法の規定に違反する行為について、関係主管部門に苦情を申し立て、及び通報する権利を有する。苦情申立・通報を受けた部門は、遅滞なく法により処理しなければならない。

関係主管部門は、苦情申立・通報者の関連情報について秘密を保持し、苦情申立・通報者の適法な権益を保護しなければならない。

第2章 データ安全及び発展

第13条 国は、発展及び安全を統一的に計画し、データ開発利用及び産業発展によるデータ安全の促進、データ安全によるデータ開発利用及び産業発展の保障を堅持する。

第14条 国は、ビッグデータ戦略を実施し、データインフラ建設を推進し、各業界・各領域におけるデータの革新的応用を奨励及び支持する。

省級以上の人民政府は、デジタル経済の発展を当該級の国民経済及び社会発展計画に取り入れ、かつ、必要に応じてデジタル経済発展計画を制定しなければならない。

第15条 国は、データを開発利用し公共サービスの知能化水準を向上させることを支持する。知能化公共サービスを提供する場合には、高齢者・障害者の需要を十分に考慮し、高齢者・障害者の日常生活に障害をもたらすことを避けなければならない。

第16条 国は、データ開発利用及びデータ安全に係る技術研究を支持し、データ開発利用及びデータ安全等の領域の技術普及及び商業革新を奨励し、データ開発利用及びデータ安全に係る製品・産業体系を育成し、発展させる。

第17条 国は、データ開発利用技術及びデータ安全に係る標準体系の構築を推進する。国務院の標準化行政主管部門及び国務院の関係部門は、各自の職責に基づき、データ開発利用に関する技術・製品及びデータ安全の関連標準について制定を組織し、かつ、適時に修正する。国は、企業、社会团体及び教育・科学研究機構等が標準制定に関与することを支持する。

第18条 国は、データ安全に係る検知評価、認証等のサービスの発展を促進し、データ安全に係る検知評価、認証等の専門機構が法によりサービス活動を展開することを支持する。

国は、関係する部門、業界組織、企業、教育及び科学研究機構、関係する専門機構等がデータ安全のリスク評価、防御、処置等の方面において提携を展開することを支持する。

第19条 国は、データ取引管理制度を確立して健全化し、データ取引行為を規範化し、データ取引市場を育成する。

第20条 国は、教育・科学研究機構及び企業等がデータ開発利用技術及びデータ安全に関連する教育及び訓練を展開し、様々な方式を採用してデータ開発利用技術及びデータ安全の専門人材を育成し、人材交流を促進することを支持する。

第3章 データ安全制度

第21条 国は、データ分類・分級保護制度を確立し、データの経済社会発展における重要度及びひとたび改ざん、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用に遭った場合に国家の安全、公共の利益又は個人・組織の適法な權益に対してもたらされる危害の程度に基づき、データに対して分類・分級保護を実行する。国のデータ安全業務調整体制は、関係部門が重要データリストを制定し、重要データに対する保護を強化するよう統一的に計画・調整する。

国家の安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共の利益等に関するデータは、国家核心データに属し、一層厳格な管理制度を実行する。

各地区・各部門は、データ分類・分級保護制度に従って当該地区・当該部門及び関連業種・領域の重要データの具体的リストを確定し、リストに組み入れたデータについては重点的な保護を行わなければならない。

第22条 国は、集中的、統一的、効率的であり権威のあるデータ安全リスクの評価、報告、情報共有及びモニタリング・早期警戒体制を確立する。国のデータ安全業務調整体制は、関係部門がデータ安全のリスク情報の取得、分析、検討・評価及び早期警戒業務を強化するよう統一的に計画・調整する。

第23条 国は、データ安全応急処置体制を確立する。データ安全インシデントが発生した場合には、関係主管部門は、法により緊急時対応計画を始動させ、相応の応急対処措置を講じ、危害の拡大を防止し、安全上の潜在的リスクを除去し、かつ、遅滞なく社会に対して公衆と関係のある警告情報を発布しなければならない。

第24条 国は、データ安全審査制度を確立し、国家の安全に影響し、又は影響する可能性のあるデータ処理活動について国家安全審査を行う。

法により行われた安全審査決定は、最終決定とする。

第25条 国は、国家の安全及び利益の維持並びに国際義務の履行に関連する、管制品目に属するデータについて、法により輸出管制を実施する。

第26条 いずれの国又は地域がデータ及びデータ開発利用技術等と関係のある投資、貿易等の方面において、中華人民共和国に対し、差別的な禁止、制限又はその他の類似措置を採った場合にも、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国又は地域に対して対等に措置を採ることができる。

第4章 データ安全保護義務

第27条 データ処理活動を展開する場合には、法律・法規の規定により、全プロセスのデータ安全管理制度を確立して健全化し、データ安全教育訓練を組織・展開し、相応の技術措置及びその他の必要措置を講じ、データ安全を保障しなければならない。インターネット等の情報ネットワークを利用してデータ処理活動を展開する場合には、ネットワーク安全等級保護制度の基礎の上において、上述のデータ安全保護義務を履行しなければならない。

重要データの処理者は、データ安全責任者及び管理機構を明確にし、データ安全保護責任を具体化しなければならない。

第28条 データ処理活動の展開及びデータ新技術の研究開発は、経済社会の発展促進に有益であり、人民福祉を増進し、社会の公德及び倫理に適合するものでなければならない。

第29条 データ処理活動を展開する場合には、リスクモニタリングを強化しなければならない。データ安全上の欠陥、脆弱性等のリスクを発見したときは、直ちに救済措置を講じなければならない。データ安全インシデントが発生したときは、直に対処措置を講じ、規定に従って遅滞なくユーザーに告知し、かつ、関係主管部門に報告しなければならない。

第30条 重要データの処理者は、規定に従い、そのデータ処理活動について定期的にリスク評価を展開し、かつ、関係主管部門にリスク評価報告を送付しなければならない。

リスク評価報告には、処理した重要データの種類、数量、データ処理活動の展開状況、直面したデータ安全リスク及びその対応措置等が含まなければならない。

第31条 重要な情報インフラの運営者が中華人民共和国国内の運営において収集及び生成した重要データの国外提供安全管理については、「中華人民共和国ネットワーク安全法」の規定を適用する。その他のデータ処理者が中華人民共和国国内の運営において収集及び生成した重要データの国外提供安全管理弁法は、国のネット情報部門が國務院の関係部門と共同で制定する。

第32条 いかなる組織・個人も、データを収集する場合には、適法かつ正当な方式を採らなければならない。窃取又はその他の不法な方式によりデータを取得してはならない。

法律・行政法規に、データの収集・使用の目的及び範囲について規定がある場合には、法律・行政法規所定の目的及び範囲内においてデータを収集・使用しなければならない。

第33条 データ取引仲介サービスに従事する機構は、サービスを提供する場合には、デー

タ提供者にデータの出所の説明を要求し、取引両当事者の身分を審査し、かつ、審査及び取引の記録を保存しなければならない。

第34条 データ処理関連サービスを提供する場合には行政許可を取得しなければならないと法律・行政法規に規定されている場合には、サービス提供者は、法により許可を取得しなければならない。

第35条 公安機関・国家安全機関は、法による国家の安全維持又は犯罪捜査の必要によりデータを取り調べる場合には、国の関係規定に従い、厳格な承認手続を経て法により行わなければならない。関係する組織・個人は、これに協力しなければならない。

第36条 中華人民共和国の主管機関は、関係する法律及び中華人民共和国が締結若しくは参加する国際条約・協定に基づき、又は平等互惠原則に従い、外国の司法又は法執行機構のデータ提供に関する請求を処理する。中華人民共和国の主管機関の承認を経ずに、国内の組織・個人は、外国の司法又は法執行機構に対し、中華人民共和国国内に保存されているデータを提供してはならない。

第5章 政務データの安全及び開放

第37条 国は、電子政務建設を強力に推進し、政務データの科学性、正確性及び適時性を高め、データ運用の経済社会発展に対する寄与能力を向上させる。

第38条 国家機関は、法定の職責を履行する必要があるためにデータを収集・使用する場合には、その法定の職責の履行範囲内において、法律・行政法規所定の条件及び手続に従って行わなければならない。職責履行中に知った個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、秘密保持商情情報等のデータについては、法により秘密を保持しなければならない、漏洩又は他人への不法な提供をしてはならない。

第39条 国家機関は、法律・行政法規の規定により、データ安全管理制度を確立して健全化し、データ安全保護責任を具体化し、政務データの安全を保障しなければならない。

第40条 国家機関は、他人に委託して電子政務システムを構築・維持させ、政務データを保存・加工させる場合には、厳格な承認手続を経なければならない。かつ、受託者による相応のデータ安全保護義務の履行を監督しなければならない。受託者は、法律・法規の規定及び契約の約定により、データ安全保護義務を履行しなければならない、政務データを無断で保存、使用、漏洩又は他人に提供してはならない。

第41条 国家機関は、公正・公平・人民の便宜の原則を遵守し、規定に従って遅滞なくかつ正確に政務データを公開しなければならない。ただし、法により公開を行わない場合を除く。

第42条 国は、政務データ開放リストを制定し、統一的な規範、相互接続、安全で制御可能な政務データプラットフォームを構築し、政務データの開放利用を推進する。

第43条 法律・法規により権限を与えられた、公共事務を管理する職能を有する組織が法定の職責を履行するためにデータ処理活動を展開する場合には、本章の規定を適用する。

第6章 法的責任

第44条 関係主管部門は、データ安全監督管理の職責履行中に、データ処理活動に比較的

大きい安全リスクが存在することを発見した場合には、規定された権限及び手続に従って、関係する組織・個人に対し約談を行い、かつ、関係する組織・個人に、措置を講じて是正を行い潜在的リスクを除去するよう要求することができる。

第45条 データ処理活動を展開する組織・個人が本法第27条、第29条及び第30条所定のデータ安全保護義務を履行しない場合には、関係主管部門が是正を命じ、警告を行い、併せて5万元以上50万元以下の過料を科すことができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し1万元以上10万元以下の過料を科すことができる。是正を拒否し、又は大量データ漏洩等の重大な結果をもたらした場合には、50万元以上200万元以下の過料を科し、かつ、関連業務の一時停止、営業停止・整理、関連業務許可証の取消し又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し5万元以上20万元以下の過料を科す。

国家核心データ管理制度に違反し、国家の主権、安全及び発展利益を害した場合には、関係主管部門が200万元以上1000万元以下の過料を科し、かつ、状況に応じて関連業務の一時停止、営業停止・整理、関連業務許可証の取消し又は営業許可証の取消しを命じる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第46条 本法第31条の規定に違反し、国外に重要なデータを提供した場合には、関係主管部門が是正を命じ、警告を行い、併せて10万元以上100万元以下の過料を科すことができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し1万元以上10万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合には、100万元以上1000万元以下の過料を科し、かつ、関連業務の一時停止、営業停止・整理、関連業務許可証の取消し又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し10万元以上100万元以下の過料を科す。

第47条 データ取引仲介サービスに従事する機構が本法第33条に規定する義務を履行しない場合には、関係主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の相当額以上10倍以下の過料を科す。違法所得がなく、又は違法所得が10万元に満たない場合には、10万元以上100万元以下の過料を科し、かつ、関連業務の一時停止、営業停止・整理、関連業務許可証の取消し又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対しては、1万元以上10万元以下の過料を科す。

第48条 本法第35条の規定に違反し、データ取調べへの協力を拒否する場合には、関係主管部門が是正を命じ、警告を行い、併せて5万元以上50万元以下の過料を科し、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し1万元以上10万元以下の過料を科す。

本法第36条の規定に違反し、主管機関の承認を経ずに外国の司法又は法執行機構にデータを提供した場合には、関係主管部門が警告を行い、併せて10万元以上100万元以下の過料を科すことができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し1万元以上10万元以下の過料を科すことができる。重大な結果をもたらした場合には、100万元以上500万元以下の過料を科し、かつ、関連業務の一時停止、営業停止・整理、関連業務許可証の取消し又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し5万元以上50万元以下の過料を科す。

第49条 国家機関は、本法所定のデータ安全保護義務を履行しない場合には、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対して法により処分を行う。

第50条 データ安全監督管理職責を履行する国家公務員が職務を懈怠し、職権を濫用し、

又は私情にとらわれて不正行為をした場合には、法により処分を行う。

第51条 窃取又はその他の不法な方式によりデータを取得し、データ処理活動を展開して競争を排除・制限し、又は個人・組織の適法な権益を損なった場合には、関係する法律・行政法規の規定により処罰する。

第52条 本法の規定に違反し、他人に損害をもたらした場合には、法により民事責任を負う。

本法の規定に違反し、治安管理違反行為を構成する場合には、法により治安管理处罰を行う。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第7章 附則

第53条 国家秘密に関わるデータ処理活動を展開する場合には、「中華人民共和国国家秘密保護法」等の法律・行政法規の規定を適用する。

統計・档案業務においてデータ処理活動を展開し、個人情報に関わるデータ処理活動を展開する場合には、関係する法律・行政法規の規定も遵守しなければならない。

第54条 軍事データ安全保護の弁法は、中央軍事委員会が本法により別途制定する。

第55条 本法は、2021年9月1日から施行する。

（法令原文名称：中华人民共和国数据安全法）